

「新潟市自転車利用環境推進委員会」開催要綱

(目的)

第1条 新潟市自転車利用環境計画（以下「計画」という。）の推進にあたり、次に掲げることについて、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、新潟市自転車利用環境推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 計画の達成度評価に関すること
- (2) 計画の改訂に関すること
- (3) そのほか、委員会が必要と認めること

(開催期間)

第2条 委員会の開催期間は、令和6年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、就任した日から就任した日の年度の末日とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、在任期間が令和6年3月31日を超えて再任することはできない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を開くことができる。

3 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、新潟市情報公開条例第16条の規定により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務局は、土木部土木総務課におく。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年11月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。